

スナップ写真事件

知財高裁190531

東京地裁181221

家族の日常を撮った**スナップ写真**の書籍無断掲載をめぐって、写真の創作性や著作権侵害が争われた事案
原告が、プロのカメラマンやアマチュアカメラマンではなく、本件写真が日常生活のなかで撮影されたスナップ肖像写真であるからといって、氏名表示の利益がなくなるものではない

複製権及び同一性保持権（「東京アウトサイダーズ」事件）

平面的な被写体をそのまま撮影したものは、その被写体を忠実に再現するためどんなに高度な技術が駆使されていても単なる複写であり、そこに著作物性はない（版画写真事件：東京地裁101130）

機械等が自動的に撮影した証明書用写真や防犯カメラの画像も同様